

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 四 年 十 二 月 十 六 日

告 示

岐阜県告示第四百四十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。）第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年十二月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

○知事指定薬物の指定

（薬務水道課）

ページ
一

目 次

告 示

一 知事指定薬物の名称

- 1 二 (三) メトキシフェニル (二) 「プロパン (二) イル」アミノ シクロヘキサン (一) オン及びその塩類
(通称MXiPr、Methoxisopropamine)
- 2 N・メチル (一) (五) メチルチオフェン (二) イル) プロパン (二) アミン及びその塩類 (通称五・MMPA、Mephedrene)
- 3 二 (二) (四) エトキシベンジル (一) H・ベンゾ「d」イミダゾール (一) イル) N・N・ジエチルエタン (一) アミン及びその塩類
(通称Etazene、Etodesnitazene)
- 4 N (一) アミノ (三) ジメチル (一) オキソブタン (二) イル) (一) ヘキシル (一) H・インダゾール (三) カルボキシアミド及びその塩類
(通称ADB・HEXINACA、ADB・HINACA)
- 5 N (一) アミノ (一) オキソ (三) フェニルプロパン (二) イル) (一) プチル (一) H・インダゾール (三) カルボキシアミド及びその塩類
(通称APP・BINACA、APP・BUTINACA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると思われるため。

三 指定の効力が発生する日

令和四年十二月十七日

令和四年十二月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三十一
岐阜文芸社